第十一条　損失又は損害に対する補償

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十二条　代位

1　一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。

2　1に規定する権利又は請求権の移転に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条の規定を準用する。

第十三条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

(a)　当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

(c)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬

(f)　前三条の規定に従って行われる支払

(g)　第十五条の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払

2　各締約国は、更に、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

(e)　法執行当局又は金融規制当局を支援するための資金の移転に関する財務上の報告又は記録の保存

(f)　租税の支払の履行の確保

第十四条　両締約国間の紛争の解決

1　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争については、可能な限り、外交上の経路を通じた交渉によって解決する。

2　1に規定する紛争は、いずれか一方の締約国が1に規定する交渉を要請した日の後六箇月以内に解決することができない場合には、いずれか一方の締約国の要請により、仲裁廷に付託される。

3　2に規定する仲裁廷は、個々の事案ごとに次の方法によって構成する。各締約国は、仲裁の要請の受領の日から二箇月以内に、各一人の仲裁廷の構成員を任命する。これらの二人の構成員は、第三国の国民を選出し、当該国民は、両締約国の承認を得て仲裁廷の議長に任命される。議長は、当該各一人の構成員を任命した締約国のうちいずれか遅い方の任命を行った締約国が他方の締約国に対して当該任命を通知した日から四箇月以内に、任命されなければならない。

4　3に規定する期間内に必要な任命が行われなかった場合には、いずれか一方の締約国は、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

5　仲裁廷は、投票の過半数による議決で決定を行う。仲裁廷の決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国に対して拘束力を有する。各締約国は、自国が任命した構成員に係る費用及び自国が仲裁に参加するための費用を負担する。両締約国は、議長に係る費用及びその他の費用を均等に負担する。仲裁廷は、費用の負担に関して異なる決定を行うことができる。他の全ての点については、仲裁廷は、その手続規則を定める。

6　1に規定する紛争の対象となる事項については、この協定の規定及び一般的に認められた国際法の原則に従って決定する。

第十五条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域にある当該他方の締約国の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務についての申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2　8の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域において、行政的解決又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3　投資紛争は、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間の友好的な協議によって解決する。

4　投資紛争は、紛争投資家の選択により、次のいずれかに付託することができる。ただし、次の(b)に規定する仲裁への付託は、3に規定する協議により書面による当該協議の要請が紛争締約国に提出された日から六箇月以内に当該投資紛争を解決することができない場合に限り、行うことができるものとする。

(a)　紛争締約国の権限のある裁判所又は行政裁判所

(b)　次のいずれかの条約又は規則による仲裁

(i)　千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(ii)　投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則。ただし、いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(iii)　国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則

(iv)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則

5　各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する仲裁であって当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6　5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

7　4の規定により設置される仲裁廷は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。